

毎週火、金曜日発行（但休日に際るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇規則 鳥取県行政組織規程の一部改正
◇告示 収入証紙小売さばき人の指定

米飯提供業者の登録
医療機関の指定
建設業者の登録まつ消
建設業者の変更登録
保安林の指定予定

土地改良事業の認可
療養に要する費用の額を算定する保険医療機
関
保健所及び衛生研究所使用料及び手数料の額
の一部改正
県営住宅の家賃の改正

道路区域の変更
森林区実施計画実行調査委託要綱の一部改正
道路の供用開始

◇選管告示 選挙管理委員会の招集

規則

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則をここに公
布する。

昭和三十四年四月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十七号

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規程（昭和二十八年四月鳥取県規則第
二十四号）の一部を次のように改正する。

目次第五章中第十一節を削り、第十二節を第十一節と
し、以下第十四節まで順次一節ずつ繰り上げ、第十五節
を削り、第十六節を次のように改め、以下順次二節ずつ

参議員選挙における立会演説会開催計画に関
する意見の聴取

◇公安告示 速度制限の変更

交通規程

◇雑報 通貨以外のもので支払われる賃金の範囲及び
評価額

繰り上げる。

第十四節 山林事務所（第八十七条の八―第八十七
条の十一）

第六条第二項三經濟部中「食糧係」を「食糧経済係」
に改め、「森林経営係」の下に「林業専門技術員室」
を加える。

第八条総務課中第十九号を削り、第二十号を第十九号
とし、第二十一号を第二十号とする。

第十二条農政課中第八号を削り、第九号を第八号とし、
第十号及び第十一号を削り、第十二号を第九号とし、以
下順次三号ずつ繰り上げる。

第十二条農業改良課中第八号を次のように改める。

八 農村工業に關すること

第十二条農業改良課中第九号を第十号とし、以下順次
一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 農産物の検査に關すること

第二十一条第一項中「鳥取県立農業協同組合講習所」

の次に「鳥取県農業改良普及所」を加える。

第十二条第一項中「係、部、科、室」を「係、部、
科、室、支所」に改め、同条第二項中「係、部、科、室、
」を「係、部、科、室、支所、」に改める。

第二十三条第一項中「部に主任を置き、」を「部及び
支所に主任を置き、」に改める。

第三十三条第三項中「農機具科及び肥料検査室を置
く。」を「農機具科、肥料検査室及び分場を置く。」に
改め、同条第四項中「鳥取県農業試験場津ノ井果樹分場
岩美郡津ノ井村」を削る。

第三十四条第三項中「園芸化学部及び病虫害部を置く。」
を「園芸化学部、病虫害部及び分場を置く。」に改め、同
条に次の一項を加える。

4 鳥取県果樹試験場の分場の名称及び位置は、次のと
おりである。

名 称	位 置
鳥取県果樹試験場津ノ井分場	岩美郡津ノ井村
第四十六条を次のように改める。	

（鳥取県農業改良普及所）

第四十六条 鳥取県農業改良普及所は、農業改良助長法
（昭和二十三年法律第百六十五号）第十四条の四第二
項に定める次の事務を行う機関である。

- 一 改良普及員の行う事務の連絡調整に關すること
- 二 農業及び農民生活の改良に關する科学的技術及び

- 知識の普及指導に關すること
 - 三 農村青少年の育成指導に關すること
 - 四 その他農業振興のための指導に關すること
- 2 鳥取県農業改良普及所の名称、位置及び管轄区域は、
次のとおりである。

名 称	位 置	管 轄 区 域
岩美東部農業改良普及所	岩美郡岩美町	岩美郡のうち岩美町、福部村
岩美西部農業改良普及所	岩美郡国府町	岩美郡のうち国府町津ノ井村
鳥取農業改良普及所	鳥取市	鳥取市全域
八頭東部農業改良普及所	八頭郡丹比村	八頭郡のうち若桜町、丹比村、八頭村
八頭西部農業改良普及所	八頭郡河原町	八頭郡のうち用瀬町、河原町、佐治村
八頭中部農業改良普及所	八頭郡那家町	八頭郡のうち那家町、船岡町
八頭南部農業改良普及所	八頭郡智頭町	八頭郡のうち智頭町
気高農業改良普及所	気高郡気高町	気高郡全域
東伯東部農業改良普及所	東伯郡羽合町	東伯郡のうち泊村、東郷町、羽合町
東伯中部農業改良普及所	東伯郡大栄町	東伯郡のうち北条町、大栄町

ただし、第二十二條第一項及び第二項、第二十三條第一項、第四十六條、第五十九條、第六十條第一項及び第六項、第七十四條並びに第八十條の改正規定、第八十三條中「根雨町」及び「黒坂町」の改正規定並びに第八十九條及び第九十五條の改正規定は、昭和三十四年五月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第二百十四号

鳥取県収入証紙規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号）第五条第二項の規定による小売さばき人を昭和三十四年四月十八日次のとおり指定した。

登録番号	氏 名	名称又は屋号	住 所	営業の場所
六二四	石原 節子	美 松	倉吉市西町二七〇ノ二	住所に同じ
六二五	大江 泰 治	有限会社おほ江	米子市加茂町一丁目三四	"
六二六	石田 喜与子	喜 楽	錦町三丁目四九	"
六二七	込江 ヒデ子	小嶋旅館	立町二丁目三〇	"

昭和三十四年四月二十四日
鳥取県知事 石 破 二 朗

番号 氏 名 売さばき場所 住所
三二〇 鳥取県職員組合農業試験場 鳥取市吉成 同上
支部支部長 田中保治 六〇五

鳥取県告示第二百十五号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）第三十五条の四の規定に基き、昭和三十四年四月十八日次のものに対し、米飯提供業者の業者登録をした。

昭和三十四年四月二十四日
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百十六号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定した。

昭和三十四年四月二十四日

指定年月日	名 称	所 在 地	管轄保健所名
昭和三十四年四月十八日	山田 医院	八頭郡河原町字河原	那家保健所

登録番号	登録年月日	名 称	住 所	破 二 朗
六二八		吉川 美津恵	竹ノ屋	灘町一丁目三九
六二九		船 越 二 葉	たち花	天神町二丁目三七
六三〇		松田 勝太郎	赤欄干	朝日町五九

鳥取県告示第二百十七号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十四条の規定による廃業届があつたので、同法第十五条第一項の規定により建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

登録番号	登録年月日	名 称	住 所	破 二 朗
鳥取県知事登録 (ほ) 第一六八号	昭三三、六、二三	相 見 組	東信郡三朝町大字坂本一、〇三九	相見 正幸 昭三四、四、一三

九ノ五まで字小河内尾一、〇一六ノ一字池平一、〇一五ノ一から一、〇一五ノ六まで字倉切谷一、〇〇九ノ一〇から一、〇〇九ノ二四まで字深谷一、〇一三ノ一から一、〇一三ノ三まで大字大河内字高山六七二ノ一字すんほう七〇七ノ一字釜谷七〇九ノ一字中谷七七一ノ一字追廻し七七二字にが谷七七三ノ一字大峯七七四ノ一字大宇倅谷字男女岩三七二ノ二字三番花三七七三字モロガ畑三七四、三七五ノ一から三七五ノ三まで三七六ノ一日野郡黒坂町大字上菅字人向山八八九ノ一字持ヶ滝一、三四七ノ三大字中菅字滝山五七七ノ一から五七七ノ七まで五七六ノ一から五七六ノ六まで字城尾一、三四七字畑山ノ内棚谷山一、四一二字畑山ノ内畑山一、四一三字都合谷一、五九五から一、五九七まで所在の森林

指定の目的 水源かん養のため

施業要件 小面積の区分皆伐

申請者 認定

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県庁及び佐治

村、若桜町、青谷町役場に備えおいて縦覧に供する)

鳥取県告示第二百二十号

天神野土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとするかんがい排水事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第三項において準用する同法第十条の規定により、昭和三十四年四月八日認可した。

昭和三十四年四月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百二十一号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ九第二項の規定による療養に要する費用の額を昭和三十三年厚生省告示第百七十七号(健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法)別表第一診療報酬点数表(甲)により算定する保険医療機関は、次のとおりである。

昭和三十四年四月二十四日

鳥取県知事	石 破 二 朗
保険医療機関の名称	所 在 地
鳥取赤十字病院	鳥取市西町一
鳥取県立中央病院	吉方
市立鳥取市民病院	古市一
渡辺病院	東町三四七
幡病院	吉方二五一ノ一
国立鳥取療養所	三津八七六
鳥取大学医学部附属病院	米子市西町二一六の一
国立米子療養所	皆生
鳥取県立整肢学園	上福原
広江病院	上後藤三二二
厚生病院	倉吉市越殿町一、四〇八
国立療養所鳥取病院	岩美郡国府町奥谷
岩美町国民健康保険直営浦富病院	岩美町大字浦富六四五
国民健康保険直営智頭病院	八頭郡智頭町
国立三朝療養所	東伯郡三朝町大字山田

岡山大学医学部附属病院三朝分院	鳥取市二階町四丁目
鳥取保健所	米子市角盤町二丁目
米子保健所	倉吉市広瀬町
倉吉保健所	八頭郡那家町
那家保健所	気高郡気高町八幡
浜村保健所	日野郡根雨町
根雨保健所	倉吉市山根四三
倉吉病院	鳥取市立川町五丁目二〇
鳥取紡績株式会社診療所	米子市蚊屋二八五の九
野坂医院巖分院	榎原一、四一七の一
本田医院尚徳診療所	蚊屋二九七の二
箕蚊屋診療所	倉吉市下余戸
倉吉市国民健康保険直営西郷診療所	八頭郡智頭町大字郷原一五一ノ三
国民健康保険直営智頭病院山形診療所	郡家町麻生
県立中央病院上私都診療所	大字郡家二五八
柿田医院	

三朝町国民健康保険直営 東伯郡三朝町穴鴨
 竹田診療所
 赤碕町国民健康保険直営 二〃 赤碕町大字宮木一、
 以西診療所 二一六
 赤碕町国民健康保険直営 〃 一、九二〇
 赤碕診療所
 三朝町国民健康保険直営 八〃 三朝町大字本泉三
 旭診療所 八一

北条町国民健康保険直営 〃 北条町弓原
 診療所
 御来屋小谷医院 七
 池田医院 日野郡溝口町大字溝口六
 九七

鳥取県告示第二百二十二号

昭和三十一年三月鳥取県告示第三百二十二号（鳥取県保健所及び衛生研究所使用料及び手数料の額）の一部を次のように改正し、昭和三十四年五月一日から施行する。

昭和三十四年四月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第一号2文書料中「七〇円」を「七十円」に改め、「種別料金備考」を削り、同号中3、4及び5を次のように改める。

3 検査（試験）料	種	別	料金	備考
細菌検査				
顕微鏡検査				

肋膜腔液・腹腔液	三十円	
尿濃汁・分泌物・腫内容	三十円	
喀痰	四十円	
脳背髄液	四十円	
培養検査		
一般検査	百八十円	
薬剤耐性検査	三百二十円	一剤につき
動物検査（動物費を除く。）	二百円	一種目につき
寄生虫原虫検査	四十円	
寄生虫卵検査（集卵法、孵化法）	四十円	
原虫検査		
無染色、普通染色	四十円	
特殊染色	五十円	
培養	百五十円	
血清学的検査	三十円	一種目につき
凝集反応検査	三十円	
非特異性凝集反応検査	二百円	
梅毒反応検査		

沈降反応(定性)	二十円	
補体結合反応(定性)	八十円	
皮内反応検査		
ツベルクリン反応・シツク反応	三十円	
痛反応・フライ反応	四十円	
病理臨床検査		
血液検査		
赤血球沈降速度測定	三十円	
血色素	二十円	
血球計算	八十円	
血液像	五十円	
血清膠質反応・その他これに類するもの	百円	一検査につき
背髄液検査		
採取料	百五十円	
ブロブリン反応・細胞数	百二十円	
血清膠質反応・その他これに類するもの	九十円	一検査につき
穿刺液検査		
採取料	六十円	一部位につき

胃又は十二指腸液検査		
量・酸度の測定・色調・化学検査	五十円	
ペプシン定量		
糞便検査		
潜血反応・その他これに類するもの	三十円	一検査につき
尿検査		
沈査顕微鏡検査・その他これに類するもの	三十円	一検査につき
糖定量・その他これに類するもの	五十円	同右
その他の臨床検査		
妊娠動物反応検査(動物費を除く。)	百六十円	
4 歯科診療		
種	別	料金
普通処置		四十円
抜髄処置		六十円
根管充てん		七十円
アマルガム充てん		百六十円
セメント充てん		百六十円
硅酸		百六十円
		一歯につき
		備
		考

磷酸			六十円		
抜歯					
臼歯			百六十円		
前歯			百十円		
乳歯			八十円		
歯石除去における処置			八十円		一顎につき
5 レントゲン診断料					
種別	料金	備	考		
六センチメートル×六センチメートル	百円				
大四ツ切	五百六十円				
四ツ切	五百円				
六ツ切	四百二十円				
八ツ切	三百六十円				
カビネ	三百円				
透視	百円				
透視 (造影剤を使用するもの)	百五十円				
断層像					
大四ツ切	千円				一枚増すごとに百九十円を加える

四ツ切	千円				一枚増すごとに百四十円を加える
六ツ切	千円				一枚増すごとに百円を加える
八ツ切	千円				一枚増すごとに七十円を加える
カビネ	千円				一枚増すごとに四十円を加える
歯科用標準型	二百五十円				
(イ) 種別	料金	条	件	備	考
第二号中「2検査(試験)料」を「2検査(試験)料及び歯科診療料」に改め、同号2中(イ)を次のように改める。					
ツベルクリン皮内反応検査	七円				結核予防法による対象者。但し、事業事務所を除く。
赤血球沈降速度測定	三十円				採取料を含む
B・C・G接種	二十二円				
喀痰顕微鏡的検査	二十円				
喀痰培養検査	六十五円				
梅毒血液反応検査	八十円				妊産婦、乳幼児性病予防法による対象者
寄生虫検査(とまつ)	十円				二十件以上一件につき
(集卵又はふ化)	二十円				
腸内細菌培養検査	七十円				

歯石除去における処置
 アマルガム充てん 四十円 小中学校生徒
 百三十円 一歯につき
 抜歯
 白歯 百円
 前歯 七十円
 乳歯 五十円

第二号3(ロ)中「児童福祉法第二十一条の二第一項」を「児童福祉法第二十一条の十一第一項」に改める。

鳥取県告示第二百二十三号

鳥取県管住宅の家賃を次のように改正し、昭和三十四年五月一日から施行する。

昭和三十四年四月二十四日

所在地名	構造別	鳥取県知事	石	破	二	朗
倉吉市明治町	簡易耐火	月額家賃	備	考		
	二、二六一					

昭和二十九年年度事業により設置した二十戸

鳥取県告示第二百二十四号

道路区域の変更に関する告示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関

係図面は、鳥取県土木部道路課において、昭和三十四年四月二十四日から一月間一般の縦覧に供する。

昭和三十四年四月二十四日

道路の種類 県道 鳥取県知事 石 破 二 朗

路線名 若桜、船岡線

道路の区域

区

間

八頭郡丹比村大字日田土吠三七九番一地从先から

大字島字向山四三九番地先まで

新旧別	敷地の幅員	延長	備考
旧	メートル 二、四	メートル 一、九〇〇	
新	四、五、五	一、八三九	

鳥取県告示第二百二十五号

森林区実施計画実行調査委託要綱（昭和三十年九月鳥取県告示第四百五十三号）の一部を次のように改正する。

昭和三十四年四月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第七条第二号中(イ)を次のように改める。

(イ) 面積測定については、申請人又は届出人と連絡し、

森林所在及び境界を現地において明確にしたうえ、

許可申請林分、例外伐採林分は測点間の距離及び測

角を実測により、届出林分は測点間の距離を自測、

測角を実測によりそれぞれ求めて面積を確定する。

第七条第二号(イ)の(1)中「別表(1)」を「別表」に改め、

同号(イ)中(2)を次のように改める。

(2) 届出林分は、全林の立木本数、中央高、中央径をそれぞれ目測して中央木の材積を求め、これより全林の材積を算定する。

「別表(1)」を「別表」に改め、別表(2)を削る。

附 則

この要綱は、昭和三十四年四月一日から適用する。

鳥取県告示第二百二十六号

道路の供用の開始に関する告示

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基き、次の道路の供用を開路する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において、昭和三十四年四月二十四日から一月間一般の縦覧に供する。

昭和三十四年四月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

路線名	区	間	供用開始の期日
若桜、船岡線	八頭郡丹比村大字日田字土吹から	大字鳥字向山まで	昭和三十四年四月二十四日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十七号

昭和三十四年第四回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和三十四年四月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武 井 正 雄

一 日時 昭和三十四年四月二十七日午後二時

二 場所 鳥取市東町 鳥取県自治会館

三 議題 1 鳥取市議会議員選挙の訴願について

2 参議院議員選挙の執行について

3 その他

鳥取県選挙管理委員会告示第十八号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第一百五十五条第三項の規定により、近く執行予定の参議院議員選挙における立会演説会の開催計画に関して意見を聴くため、次のように鳥取県内に主たる事務所を有する政党又はその支部の代表者その他関係人の参集を求める。

昭和三十四年四月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武 井 正 雄

一 日時 昭和三十四年四月二十七日午前十一時

二 場所 鳥取市東町 鳥取県自治会館

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第九号

昭和三十年九月鳥取県公安委員会告示第十二号(道路交通取締法第十条の規定による速度制限について)の一部を次のように改正し、昭和三十四年四月二十四日から施行する。

昭和三十四年四月二十四日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

鳥取県告示第二百二十六号
道路の供用の開始に関する告示
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基き、次の道路の供用を開路する。

四四〇 " 二一〇 "

鳥取県告示第二百二十六号
道路の供用の開始に関する告示
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基き、次の道路の供用を開路する。

四四〇 " 二一五 "

